

福岡県登録商標「秋王」使用取扱要領

(制定 平成28年2月22日27園振第2350号)

(改正 令和元年12月19日1園振1298号)

(改正 令和2年12月28日2園振2364号)

(目的)

第1条 この要領は、県が開発したかき「福岡K1号」(以下「本かき」という。)の消費拡大や普及促進を図るために定めた名称「秋王(あきおう)」(以下「商標」という。)について、本かきの果実を使った商品における適正な使用を促進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(商標の仕様等)

第2条 商標の仕様等は、次のとおりとする。

- 一 名称 秋王

(商標の対象)

第3条 この要領の対象とする商標及び商標を使用する商品は、次に掲げるものとする。

(商品区分)

第29類	冷凍果実、加工果実
第30類	茶、菓子、パン、サンドイッチ、調味料、アイスクリームのもと、シャーベットのもと
第32類	清涼飲料、果実飲料、乳清飲料
第33類	日本酒、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒

※登録：平成24年9月14日(第5521166号)

(使用条件)

第4条 商標を使用する者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- 一 本かきの果実を使った商品の販売に際し、本かきを指す名称として商標を用いる場合に限ること。
- 二 商標を活用し、本かきが広く消費者に愛され定着するよう利用拡大に努めること。
- 三 本かきの果実を使った商品を作る場合は、使用するかきに占める本かきの割合が100%となる商品作りを基本とすること。
- 四 知事が行う本かき使用に関わる調査等に協力すること。
- 五 商標を使用する者は、次に掲げる団体、個人でないこと。
 - (1) 暴力団又は暴力団構成員
 - (2) 暴力団構成員が役員となっている団体
 - (3) 暴力団又は暴力団構成員と密接な関係を有する団体又は個人

(使用申請と登録)

第5条

一 商標を使用しようとする者、又は使用を中止しようとする者は、次に掲げる申請書等を知事に提出しなければならない。

- (1) 商標「秋王」使用申請書(様式第1号)
- (2) 商標「秋王」使用中止届出書(様式第2号)

二 知事は、前項に定める申請書の提出があったときは、審査の上、次に掲げる登録書又は通知書を申請者に交付する。

- (1) 商標「秋王」使用登録書(様式第3号)
- (2) 商標「秋王」使用登録取消通知書(様式第4号)

三 知事は、登録者一覧をホームページ等で公表する。

(使用の取り消し)

第6条 知事は、第5条第2項に規定する登録書の交付を受けた者に、第4条に掲げる条件に反する行為が認められた場合は、使用登録を取り消すことができるものとする(様式第4号)。

なお、このことによって生じた損失等の負担は、使用者が負うものとする。

(補足)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年2月22日から施行する。

この要領は、令和元年12月19日から施行する。

この要領は、令和2年12月28日から施行する。